基準点から一三一度四一分四七秒
五三八・九五九メートルの地点　一号
標柱一号から一七度五一分〇二秒
二〇・〇〇五メートルの地点　二号
標柱二号から一三四度二九分一二秒
一一五・九〇六メートルの地点　三号
標柱三号から五〇度三八分一五秒
二〇・八一四メートルの地点　四号
ロ　長野県伊那市高遠町藤沢四三三〇番地内四等三角点御堂垣外を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と五号を結んだ線、標柱五号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と一号を結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一三一度四一分四七秒
五三八・九五九メートルの地点　一号
標柱一号から二五四度一二分一四秒
八八・六六四メートルの地点　五号
標柱五号から二六九度四五分五三秒
三・〇〇一メートルの地点　六号
標柱六号から二六六度四二分〇八秒
二八七・二五八メートルの地点　七号
標柱七号から二六七度四二分三三秒
一五九・五七一メートルの地点　八号
標柱八号から三四七度一四分〇四秒
一七・一一〇メートルの地点　九号
標柱九号から六八度〇五分五八秒
九三・〇八六メートルの地点　十号
標柱十号から七二度四六分〇〇秒
八五・二六八メートルの地点　十一号
標柱十一号から七四度〇八分二四秒
四九・六三五メートルの地点　十二号
標柱十二号から七〇度〇五分四四秒
一二一・五二三メートルの地点　十三号
標柱十三号から八〇度四八分一四秒
九六・六六三メートルの地点　十四号
標柱十四号から一一七度五七分〇八秒
四五・九二三メートルの地点　十五号
標柱十五号から一二七度〇四分三一秒
九八・五七四メートルの地点　二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入の洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市青羽根字台平三八三番地内三等三角点青羽根村を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三度三一分三〇秒
五一一・〇九九メートルの地点　一号
標柱一号から一八八度一二分〇九秒
二五・七〇四メートルの地点　二号
標柱二号から二〇九度一七分四〇秒
一五・五六二メートルの地点　三号
標柱三号から二五四度一八分五〇秒
一三・〇一七メートルの地点　四号
標柱四号から二八〇度三六分二四秒
七九・一七四メートルの地点　五号
標柱五号から三五九度五九分四六秒
一五・〇二四メートルの地点　六号
標柱六号から六二度二九分五二秒
六八・三七一メートルの地点　七号
標柱七号から七四度一九分〇六秒
一三・〇一七メートルの地点　八号
標柱八号から一一五度五四分五八秒
二八・六三〇メートルの地点　九号

○国土交通省告示第八百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大畑
二　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県多治見市滝呂町五丁目一九五番地内四等三角点滝呂町を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一八度一七分二五秒
二五六・二七〇メートルの地点　一号
標柱一号から八二度〇六分一二秒
九四・八一一メートルの地点　二号
標柱二号から四一度四三分五九秒
五〇・三七八メートルの地点　三号
標柱三号から一〇八度四三分五三秒
二六・九一四メートルの地点　四号
標柱四号から一五三度〇〇分一四秒
二一・三二一メートルの地点　五号
標柱五号から七九度一四分〇六秒
一二一・三三九メートルの地点　六号
標柱六号から九四度〇四分五四秒
三一・五四一メートルの地点　七号
標柱七号から一七八度一〇分〇九秒
四四・二二四メートルの地点　八号
標柱八号から二五二度四四分四五秒
一二六・一〇四メートルの地点　九号
標柱九号から二五七度四九分五六秒
一四八・二二八メートルの地点　十号
標柱十号から二八八度三四分五一秒
六三・〇一八メートルの地点　十一号
標柱十一号から三二七度〇九分三三秒
二六・〇三八メートルの地点　十二号

○関東地方整備局告示第四百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人群馬県建設技術センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山﨑　壮一

(2)　変更年月日
平成二十五年九月三日

○関東地方整備局告示第四百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	田中　哲哉、會田　幸男、浦邉　満、髙橋　武彦、中島　憲次、久保　智彦、石井　真人、菅沼　三郎、岡本　善明、小沢　省三、

(2)　変更年月日
平成二十五年九月十二日